

2020年3月31日

各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

### パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. パブリック・コメントの内容

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応について

#### 2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2020年3月31日（火）～2020年4月14日（火）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合…〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14-1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

② ファクシミリの場合…FAX：011-251-0840

③ E-mailの場合…本所ホームページ（URL…<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment>）

上の入力フォームから提出して下さい。

#### 3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ及び本所窓口での配布

#### 4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

#### 【お問合せ先】

証券会員制法人 札幌証券取引所

自主規制部

TEL 011-241-1135

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応について

2020年3月31日  
証券会員制法人 札幌証券取引所

### I. 趣旨

本所では、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による企業活動への影響度合いを踏まえ、上場会社及び上場申請会社に対する現行の上場制度の適用につき、実態に応じた柔軟な取扱いを可能にするため、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮した特例を制定いたします。

項 目	内 容	備 考
II. 概要		
1. 上場会社を対象とした対応		
(1) 債務超過	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社が、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状態となった場合又は債務超過の状態が解消できない場合は、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務超過に係る株券上場廃止基準の現行規定は、猶予期間を1年間としています。</li> </ul>
(2) 業績	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社が、新型コロナウイルス感染症の影響により営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合（上場廃止に係る猶予期間に入っている上場会社については、営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった場合）は、その年度の業績を対象外とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業績に係る株券上場廃止基準の現行規定は、4年間継続して営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負の場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき。</li> </ul>
2. 上場申請会社を対象とした対応		
(1) 監査意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場申請会社において、新型コロナウイルス感染症の影響により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載されている場合も基準を充足するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場変更基準についても同様とします。</li> <li>直前事業年度の監査意見に関する株券上場審査基準の現行規定は、直前事業年度の監査報告書に「無限定適正意見」が記載されていること。</li> </ul>
(2) 上場審査料	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により上場承認に至らなかった場合であって、3年以内に再び上場申請を行うときは、上場審査料を無料とします。</li> </ul>	

### III. 実施時期（予定）

- パブリック・コメント手続き終了次第、速やかに施行します。
- 項番1については、2020年3月13日以後の日を事業年度の末日又は上場廃止に係る猶予期間の最終日とするものから適用します。

以 上